

「インフルエンザ完治届け書」の扱いについて(お願い)

インフルエンザに罹患した場合、学校保健安全法施行規則第19条2項の規定により、学校長は出席停止の措置をとることができます。インフルエンザの出席停止期間は「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで」となっております。出席停止期間中は、医師の指示に従い自宅で休養し早めの回復を目指すとともに、集団感染防止のため友人との接触を避け、完全に治癒した後、登校させてください。

児童がインフルエンザに罹患した場合、下記の「インフルエンザ完治届け書」を保護者で記入し インフルエンザが治癒して登校する際に学校に提出していただきますよう、ご協力をよろしくお願いします。出席停止期間については、裏面の早見表をご覧ください。

宮古島市立狩俣小学校

学校長殿

インフルエンザに関する報告書

○ 年 名 前

○診 断 日：令和 年 月 日(曜日)

○医療機関名：

(検温結果：1日2回)

		測定時間／体温				測定時間／体温			
発症日(0日目)	月 日()	午前	時	分	度	午後	時	分	度
1日目	月 日()	午前	時	分	度	午後	時	分	度
2日目	月 日()	午前	時	分	度	午後	時	分	度
3日目	月 日()	午前	時	分	度	午後	時	分	度
4日目	月 日()	午前	時	分	度	午後	時	分	度
5日目	月 日()	午前	時	分	度	午後	時	分	度
6日目	月 日()	午前	時	分	度	午後	時	分	度
7日目	月 日()	午前	時	分	度	午後	時	分	度
8日目	月 日()	午前	時	分	度	午後	時	分	度
9日目	月 日()	午前	時	分	度	午後	時	分	度
10日目	月 日()	午前	時	分	度	午後	時	分	度

※上記のとおり「発症した後5日を経過し、かつ、解熱後2日を経過」しましたので

月 日 曜日より登校させます。

保護者氏名

印